

1 看護大学（学部）における設置基準（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号））

校地、校舎等の施設および設備等		
運動場等 第35条	学生に対する教育又は厚生補導を行う上で <u>必要に応じ</u> 、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	
研究室 第36条	基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては <u>必ず備える</u> ものとする。	
校地の面積 第37条	面積	収容定員×10㎡
校舎の面積 第37条の2	【市立大学（看護学部設置）の場合の最低必要面積】 収容定員が200人まで 3,966.0㎡ 240人まで 4,164.4㎡ 280人まで 4,362.8㎡ 【公立はこだて未来大学（看護学部増設）の場合の最低必要面積】 看護学部の収容定員が200人まで 15,602.2㎡ 240人まで 16,230.2㎡ 280人まで 16,230.2㎡ 【参考 公立はこだて未来大学 収容定員960名、校地面積155,023.75㎡、校舎面積31,223.06㎡】	
図書館 第38条	図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供する。また、図書館には専門的職員等を配置する。	
その他 第40条の2	二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	

2 他都市の市立看護大学設置事例

（単位：㎡）

大学名等	学部	学科	入学 定員	校舎 (※)	講堂	体育 施設	その他	計
川崎市立看護大学	看護学部	看護学科	100	8,350	380	674	14	9,418
敦賀市立看護大学	看護学部	看護学科	50	8,395	－	1,184	－	9,579
神戸市看護大学	看護学部	看護学科	100	15,073	1,216	1,518	－	17,807

大学改革支援・学位授与機構「大学基本情報」（<https://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>）を加工して作成

※校舎には、講義室、研究室、実験室および図書室等を含む。